

昭和三十年七月二十五日提出
質問 第二一九号

米空軍爆撃演習地として青野ヶ原の使用に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和三十年七月二十五日

提出者 田中武夫

衆議院議長 益谷秀次殿

米空軍爆撃演習地として青野ヶ原の使用に関する質問主意書

最近、兵庫県青野ヶ原を米空軍が爆撃演習地として使用するということであり、地元においては強い反対の声があり、多大の関心をもつてその推移をみつめているので、このことについて次の点をお伺いしたい。

一 はたして、そのような申し入れがあつたかどうか。もしあつたのであれば、どう処理される考えか。

一 青野ヶ原は、現在日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定第二条第二項によりアメリカへの提供区域となつているが、ここ数年間に二、三度しか使用されておらず、現在自衛隊の演習地として使用されている。青野ヶ原には現在七十余戸の入植者が耕作に従事しており、七十五町歩の既耕地があるのみならず、この地域は耕作に最適の土地であつて、現にその中にある三十箇所のため池は、附近二百八十町歩の耕地のかんがい、用水池となつ

ている。同地区内には、小野市立河合中学校、国立青野ヶ原療養所等があり、現在でも多大の迷惑と犠牲を受けているが、行政協定第二条第三項には「合衆国は、施設及び区域の必要性を前記の返還を目的としてたえず検討することに同意する。」とあるが、これによる検討ないし返還を請求する意思は、あるかどうか。

一 青野ヶ原の地元関係者は、大きな不安と強い反対の意思を示しているが、一日も早く地元民の不安を除き、安心して生業にいそしみ、平和な生活を営むことができるよう、政府は今後努力する意思はあるかどうか。

右質問する。